

電気料金の値上げの認可について

当社は、平成 24 年 5 月 11 日、電気料金の値上げに関わる電気供給約款の変更について経済産業大臣に申請をいたしました。7 月 20 日に経済産業省よりお示しいただいた査定方針に基づき、平成 24 年 7 月 25 日、認可申請の修正を経済産業大臣に提出し、同日、認可をいただきました。

また、認可をいただいた新たな料金原価に基づき、選択約款等の料金見直しについて、経済産業大臣に届出をいたしました。

1. 実施期日：平成 24 年 9 月 1 日

2. 新単価および値上げ率

ご家庭や商店・事務所等のお客さまの電気料金につきまして、平均で 1.97 円/kWh、8.46% の値上げとなります。

(1) 平均値上げ率

新単価 25 円 31 銭 旧単価 23 円 34 銭 値上げ率 8.46% (申請ベース 10.28%)

(2) 主なご契約種別の値上げ率

主なご契約種別の平均的な使用形態（契約容量、使用量等）に基づく値上げ率は、以下の通りです。

< ご家庭のお客さまの例 >

・従量電灯 B ご契約アンペアごとの平均使用量の場合

ご契約アンペア 10 アンペア 平均使用量 60kWh 新料金（月額）1,356 円 旧料金（月額）1,328 円
値上げ額（月額）28 円 値上げ率 2.1% (申請ベース 3.4%)

ご契約アンペア 15 アンペア 平均使用量 110kWh 新料金（月額）2,440 円 旧料金（月額）2,389 円
値上げ額（月額）51 円 値上げ率 2.1% (申請ベース 3.4%)

ご契約アンペア 20 アンペア 平均使用量 160kWh 新料金（月額）3,776 円 旧料金（月額）3,649 円
値上げ額（月額）127 円 値上げ率 3.5% (申請ベース 5.0%)

ご契約アンペア 30 アンペア 平均使用量 230kWh 新料金（月額）5,816 円 旧料金（月額）5,565 円
値上げ額（月額）251 円 値上げ率 4.5% (申請ベース 6.1%)

ご契約アンペア 30 アンペア 平均使用量 290kWh (従量電灯 A B におけるアンペア、使用量の平均) 新料金（月額）7,332 円 旧料金（月額）6,973 円 値上げ額（月額）359 円 値上げ率 5.1% (申請ベース 6.9%)

ご契約アンペア 40 アンペア 平均使用量 350kWh 新料金（月額）9,316 円 旧料金（月額）8,718 円
値上げ額（月額）598 円 値上げ率 6.9% (申請ベース 8.6%)

ご契約アンペア 50 アンペア 平均使用量 450kWh 新料金（月額）12,505 円 旧料金（月額）11,465 円

値上げ額（月額）1,040円 値上げ率9.1%（申請ベース10.8%）

ご契約アンペア60アンペア 平均使用量540kWh 新料金（月額）15,402円 旧料金（月額）13,964円

値上げ額（月額）1,438円 値上げ率10.3%（申請ベース12.0%）

・電化上手 全電化住宅割引あり、通電制御型夜間蓄熱式機器割引あり（2kVA）

ご契約容量6kVA 平均使用量660kWh 新料金（月額）13,353円 旧料金（月額）12,175円

値上げ額（月額）1,178円 値上げ率9.7%（申請ベース11.6%）

< 商店・事務所などのお客さまの例 >

・従量電灯C

ご契約容量12kVA 平均使用量960kWh 新料金（月額）29,287円 旧料金（月額）25,993円

値上げ額（月額）3,294円 値上げ率12.7%（申請ベース14.4%）

・低圧電力

ご契約電力8kW 平均使用量470kWh 新料金（月額）15,372円 旧料金（月額）14,235円

値上げ額（月額）1,137円 値上げ率8.0%（申請ベース9.9%）

・おまとめプラン（低圧高負荷契約）

ご契約電力40kW 平均使用量9,000kWh 新料金（月額）198,969円 旧料金（月額）180,926円

値上げ額（月額）18,043円 値上げ率10.0%（申請ベース12.5%）

料金には、太陽光発電促進付加金¹（0.06円/kWh）、口座振替割引額、消費税等相当額が含まれています。

旧料金には、平成24年1～3月の貿易統計実績に基づく燃料費調整額が含まれています。

値上げ実施後に、実際にお客さまにお支払いいただく料金には、上記新料金に加え、以下が加算されます。

・再生可能エネルギー発電促進賦課金² 0.22円/kWh

これは、従量電灯B（30A、290kWh）の場合63円のプラスとなります。

・燃料費調整額（新料金における燃料費調整単価を適用。9月適用分は0.53円/kWh）

1 太陽光発電促進付加金

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」に基づき平成21年11月より開始された「太陽光発電の余剰電力買取制度」により買取りに要した費用について、電気のご使用量に応じて電気料金の一部として申し受けるものです。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき平成24年7月より開始された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により買取りに要する費用について、電気のご使用量に応じて電気料金の一部として申し受けるものです。

3. 料金メニューの見直し

査定方針を踏まえ、料金メニューにつきまして、以下の通り見直しを行いました。

なお、選択約款につきまして、認可をいただいた新たな料金原価に基づき、料金が見直しとなることから、本日、経済産業大臣に変更届出を行いました。

(1) 3段階料金の見直し

一般的なご家庭向け料金(従量電灯メニュー)については、現在ご使用量の増加に伴い料金単価が上昇する、いわゆる3段階料金制度を採用しております。

今回の値上げにおきましては、第1段階料金の値上げ幅を相対的に軽微に留めることで、照明や冷蔵庫など生活に必要な電気のご使用への影響を軽減することといたしました。加えて、査定方針に基づき申請時の原価が削減される中、平均的なご使用量に応じた第2段階料金について、申請時からの引下げ幅を大きくすることで、よりお客さまのご負担の軽減につながるよう見直しをいたしました。

第1段階料金では申請 19.16 円/kWh、認可 18.89 円/kWh、差引-0.27 円/kWh

第2段階料金では申請 25.71 円/kWh、認可 25.19 円/kWh、差引-0.52 円/kWh

第3段階料金では申請 29.57 円/kWh、認可 29.10 円/kWh、差引-0.47 円/kWh

(2) ピークシフトプランの料金単価見直し

夜間時間の料金を安く設定し、電気のご使用をピーク時間から昼間時間・夜間時間に、または昼間時間から夜間時間に移行していただくことにより、比較的電気のご使用量の多いお客さまなどにおいて、電気料金の低減が可能となる料金メニューとして、ピーク抑制型季節別時間帯別電灯(以下「ピークシフトプラン」)を6月1日より設定しております。

今回の見直しにおいては、よりお客さまにご利用いただきやすくすることを目的に、昼間時間の値上げ幅を相対的に軽微に留めることといたしました。

(3) その他選択約款の見直しについて

- ・時間帯別電灯[夜間10時間型] 電化厨房住宅契約および第2深夜電力の各選択約款、ならびに各メニューの5時間通電機器割引につきましては、本年5月11日の申請時点で料金値上げの実施日に合わせて新規加入を停止することとしておりました。

このうち、時間帯別電灯[夜間10時間型]につきましては、お客さまの多様な選択肢を確保できるよう、引き続き新規加入をお受けすることといたしました。

また、その他につきましては、お客さま等への十分な周知期間を設ける観点から、平成25年3月31日をもって新規加入を停止することといたしました。なお、既にご加入済みのお客さまにつきましては、経過措置として引き続きご利用いただけます。

- ・季節別時間帯別電灯(電化上手)の夜間蓄熱要件とオール電化割引については、査定方針を踏まえ、今後スマートメーターの本格導入に伴い新たな料金メニューをきめ細かく設定

していく中で、より広くピークシフトが可能となるよう、メニューのラインアップ全体として検討してまいります。

主な選択約款メニューの一覧は次の通りです。

- ・おトクなナイト 8 (時間帯別電灯 [夜間 8 時間型])、おトクなナイト 10 (時間帯別電灯 [夜間 10 時間型])

概要：電気のご使用を夜間にシフトしていただくほど電気料金の低減の可能性がある、時間帯別に料金単価を設定したメニューです。

- ・電化上手 (季節別時間帯別電灯)

概要：エコキュートなどを使用され、キッチンも電気というお客さまにおすすめのメニューです。

- ・ピークシフトプラン (ピーク抑制型季節別時間帯別電灯)

概要：電気のご使用を夏のピーク時に控えていただいたり、ほかの時間帯にシフトしていただくなどの工夫で電気料金の低減の可能性がある、季節や時間帯別に料金単価を設定したメニューです。

- ・おまとめプラン (低圧高負荷契約)

概要：電灯・動力設備を年間を通じて効率よくご使用いただくほど電気料金の低減の可能性があるメニューです。電灯と低圧電力の合計が、原則、15kW 以上のお客さまにも選択いただけるようにいたします (現在は 30kW 以上)。

- ・低圧蓄熱調整契約

概要：蓄熱式冷暖房機器などの蓄熱式運転により、電気のご使用を夜間にシフトしていただける場合に、電気料金が割引になるメニューです。

- ・口座振替割引

概要：電気料金を口座振替でお支払いいただくことにより、電気料金が割引になるメニューです。

- ・一括前払契約

概要：半年分または 1 年分の定額制の電気料金を一括して前払いいただくことにより、電気料金が割引になるメニューです。

- ・深夜電力

概要：電気温水器など夜間に限定して電気を使用される設備をお持ちのお客さまにおすすめ

のメニューです。

4. お客さまへのお知らせ・ご説明

値上げをさせていただくにあたり、改めて、丁寧かつわかりやすいお知らせやご説明を実施していくために、各種ツールを活用したお知らせの充実やお客さまからいただくお問い合わせへの対応強化を行ってまいります。

(1) 継続して実施する内容

検針にあわせて配布するチラシにより、広くお客さまにお知らせするとともに、当社ホームページを通じてより詳細でタイムリーな情報をご提供するなど、様々なご説明ツールを活用した丁寧な情報提供に取り組んでまいります。

5月11日以降、申請内容等についてご説明訪問をさせていただいた各種団体さま約9,000箇所（自治体さま、中小企業を統括する団体さま、消費者団体さま等）へ個別にご説明させていただきます。

お電話をいただいたお客さまや、出向作業時においてお会いするお客さまに対し、丁寧なご説明を実施させていただきます。

(2) 新たに実施する内容

「電気料金お問い合わせダイヤル」を新規に開設し、お客さまからのお問い合わせに対応する体制を強化いたします。

料金メニューのお問い合わせに対して、お客さまのご使用状況にもとづく最適メニューのご提案を行うとともに、試算表を送付させていただきます。

ホームページにおいて、料金シミュレーションに従量電灯等と低圧電力の合計料金とおまとめプランとの比較ができる機能を7月末に追加いたします。また、今後、料金の試算による最適な料金メニューをご紹介するコンテンツも掲載してまいります。

9月3日から（1ヶ月）の検針に合わせて、ピークシフトプランやおまとめプランでメリットが生じる可能性が高いお客さま（ご契約が50A以上でご使用量が月平均600kWh以上）に、試算をおすすめするご案内を配布いたします。

< 電気料金お問い合わせダイヤル >

電話番号 0120-993-052

受付時間 月～金曜（休・祝日を除く）9時～19時 土曜（休・祝日を除く）9時～17時

当社サービス区域外からはご利用になれません。

ご利用になれない場合は、「電気ご使用量のお知らせ（検針票）」等に記載のカスタマーセンターまでご連絡ください。

電話番号はおかけ間違いのないようご注意ください。

5．自由化部門の電気料金の見直しについて

(1)規制部門の認可をふまえた自由化部門の電気料金の見直しについて

自由化部門のお客さまにつきましては、本年4月より、順次、電気料金の値上げ（高圧のお客さま + 2.61 円/kWh、特別高圧のお客さま + 2.58 円/kWh）をお願いしておりますが、このたび規制部門（ご家庭や商店・事務所等のお客さま）の電気料金が認可をいただいたことを踏まえ、自由化部門の電気料金につきましても、その内容を反映し、見直しをいたしました。

その結果、4月よりお願いしている値上げ後の単価（6月分燃料費調整単価を含む）から、25 銭/kWh 差し引いた単価を見直し後の電力量料金単価とさせていただきます。

規制部門の値上げ申請（平成 24 年 5 月 11 日）時の燃料費水準で見直しを実施しているため、その時点で確定していた最新の燃料費調整単価である 6 月分の単価を使用しております。

(2)燃料費調整単価の算定基準の変更について

今回の見直しにより、規制部門と同様、燃料費調整にともなう基準単価が変更になったことから、燃料費調整単価の変動幅（プラスマイナス）は見直し前より大きくなります。

高圧のお客さまの場合

基準燃料価格：電気料金設定の前提となる平均燃料価格は、従来の旧燃料費調整では 42,700 円/キロリットルですが、見直し後の新燃料費調整では 44,200 円/キロリットルとなります。

基準単価：平均燃料価格が 1,000 円/キロリットル変動した場合の燃料調整単価は、従来の旧燃料費調整では 18.5 銭/kWh ですが、見直し後の新燃料費調整では 21.4 銭/kWh になります。

1,000 円/キロリットルの価格変動に対し、見直し後の燃料費調整単価はプラスもマイナスもより大きく変動

(3)差額相当分の割り引きについて

平成 24 年 8 月 31 日以前より 4 月からの値上げ料金でご契約いただいているお客さまにつきましては、今回の見直しによる差額相当分（-25 銭/kWh）に加え、早期にご契約いただいていることを踏まえた割引単価により、平成 24 年 10 月分の電気料金にて割引額としてお返しいたします。

（差額相当割引額の具体的算定式）

差額相当割引額（円）= 平成 24 年 8 月 31 日までの値上げ後の料金単価適用分のご使用電力量（kWh）× 割引単価 26 銭/kWh

割引額は別途お八ガキにてお知らせいたします。

(4)お客さまへのお知らせ方法およびご意向の確認について

本日以降、自由化部門の全てのお客さまに、訪問・書面の郵送・電話等により、今回の見直し内容についてお知らせし、見直し後の料金への変更についてご意向を確認させていただきます。

見直し後の料金へご変更いただいてもご契約期間の変更はございません。

4月からの値上げ以前の料金でご契約いただいているお客さまにつきましては、ご契約期間中の値上げとなることから、引き続き、ご契約期間満了まで現在のご契約を継続させていただきます。

<特別高圧、高圧（500kV以上）のお客さま>

- ・当社担当者をご訪問させていただき、個別にお知らせしたうえで、ご契約締結のご意向をお伺いさせていただきます。

<高圧（500kV未満）のお客さま>

- ・準備が整いしだい（8月中旬目途）順次、今回の見直しの概要およびご契約のお願いについて、書面にて、毎月の電気料金等請求書のご郵送先へお送りさせていただき、あわせて、当社よりお電話等でご契約締結のご意向をお伺いさせていただきます。
- ・ご意向を確認させていただくまでの間におきましても、4月からの値上げ料金をお支払いいただいているお客さまに今回の見直し内容をすみやかに反映させていただくため、平成24年9月1日から見直し後の料金にてご請求させていただきます。
- ・お客さまのご意向を確認させていただいた結果、4月からの値上げ料金の継続をご希望の際は、その料金により改めて電気料金をご請求させていただきます。

6．電気最終保障約款の料金見直し

当社は、自由化部門のお客さまが、どの事業者とも契約の合意に至らないような例外的な場合に、当社が供給保障を行う際の料金を電気最終保障約款に規定しておりますが、このたび自由化部門のお客さま向け標準メニュー料金と同様、値上げをさせていただきました。（従前通り、電気需給約款の臨時電力料金相当といたしました。）

7．託送供給約款の料金見直し

特定規模電気事業者（新電力）および特定電気事業者が、当社のネットワークを利用される場合の料金につきまして、9月1日より見直しを行うこととし、本日、経済産業大臣に託送供給約款の変更届出をいたしました。

新たな原価に基づく託送料金（接続送電サービス料金）は、特高の場合、平均1.95円/kWh、高圧の場合、平均3.81円/kWhであり、送配電設備関連のコストダウン等により、それぞれ0.29円/kWh（12.95%）、0.41円/kWh（9.72%）の値下げとなります。

<参考1> 総原価表

(1)前提諸元

原価算定期間 平成 24 年度～平成 26 年度の 3 年間

燃料費

- ・為替レート 78.5 円/ドル
- ・原油価格 117.1 ドル/バーレル
- ・LNG 価格 860.5 ドル/トン
- ・石炭価格 145.9 ドル/トン

認可申請日(5月11日)における、直近3ヶ月の貿易統計価格(平成24年1月～3月)

原子力利用率 18.8%

柏崎刈羽原子力発電所については、今後、安全・安心を確保しつつ、地元のご理解をいただくことを大前提として、今回の申請における3年間の原価算定期間においては、平成25年4月から順次再稼働がなされるものと仮定しております。具体的には、柏崎刈羽1,5,6,7号機は平成25年度から順次、同3,4号機は平成26年度から順次再稼働がなされるものと仮定しております。(今回の原子力利用率の算定においては、廃止した福島第一1～4号機を除いております)

事業報酬率 2.9%

(2)総原価内訳

このたび認可をいただいた新原価と、平成20年に設定した料金の基礎となる旧原価または申請時原価との比較は以下の通りです。なお、査定方針を踏まえた修正指示に基づき、申請時より841億円(平成24年度から平成26年度の年平均)の原価削減を反映いたしました。

営業費等

人件費 新原価 3,387 億円 旧原価 4,399 億円 旧原価との差引-1,012 億円 申請時 3,488 億円 申請時との差引-101 億円

燃料費 新原価 24,585 億円 旧原価 20,038 億円 旧原価との差引 4,548 億円 申請時 24,704 億円 申請時との差引-118 億円

修繕費 新原価 4,095 億円 旧原価 4,354 億円 旧原価との差引-259 億円 申請時 4,205 億円 申請時との差引-110 億円

減価償却費 新原価 6,171 億円 旧原価 7,000 億円 旧原価との差引-829 億円 申請時 6,281 億円 申請時との差引-110 億円

事業報酬 新原価 2,685 億円 旧原価 3,020 億円 旧原価との差引-335 億円 申請時 2,815 億円 申請時との差引-130 億円

購入電力料 新原価 7,876 億円 旧原価 7,293 億円 旧原価との差引 583 億円 申請時 7,943 億円 申請時との差引-67 億円

公租公課 新原価 3,013 億円 旧原価 3,493 億円 旧原価との差引-480 億円 申請時 3,048 億円 申請時との差引-35 億円

その他経費 新原価 7,098 億円 旧原価 6,806 億円 旧原価との差引 292 億円 申請時 7,237 億円 申請時との差引-139 億円

営業費等小計 新原価 58,911 億円 旧原価 56,402 億円 旧原価との差引 2,509 億円 申請時 59,721 億円 申請時との差引-810 億円

控除収益 新原価-2,128 億円 旧原価-2,241 億円 旧原価との差引 113 億円 申請時-2,097 億円 申請時との差引-31 億円

総原価 新原価 56,783 億円 旧原価 54,162 億円 旧原価との差引 2,621 億円 申請時 57,624 億円 申請時との差引-841 億円

総原価には、接続供給託送収益（新原価：385 億円）を含みます。

端数影響により、各項目の値の和と合計が一致しない箇所があります。

< 主な査定内容 >

（人件費）管理職年収引下げ（ 25% 30%超）、健康保険料の企業負担率引下げ（60% 50%）

（燃料費）効率化配分の徹底による燃料消費抑制、LNG 契約更改分の購入価格抑制

（購入電力料）日本原子力発電からの購入電力料等の削減

（設備投資関連費用）先行投資等に係る減価償却費、レートベースのカット

（事業報酬率）報酬率引下げ（3.0% 2.9%）

（修繕費）25 年度導入延期に伴う減額、計器単価切り下げ

（公租公課）査定に伴う事業税・固定資産税の削減

（その他経費・控除収益）必要不可欠と言えない借地借家料

（ヤードスティック査定）一般経費（電源部門）の対象経費（委託費等）の 3%を減額

<参考2> 主要な料金

料金には、消費税等相当額が含まれています。また、旧料金には、平成24年1～3月の貿易統計実績に基づく燃料費調整分が含まれています。

(1) 供給約款

・従量電灯

従量電灯A

最低料金は次の通りです。

最初の8kWhまで旧料金220円70銭が、新料金224円45銭。

電力量料金は次の通りです。

8kWhを超える1kWhにつき、旧料金18円42銭が新料金18円89銭。

従量電灯B

基本料金は次の通りです。

1契約につき、10Aの場合、旧料金273円00銭が、新料金273円00銭(旧料金から変更ありません) 15Aの場合、旧料金409円50銭が、新料金409円50銭(旧料金から変更ありません) 20Aの場合、旧料金546円00銭が、新料金546円00銭(旧料金から変更ありません) 30Aの場合、旧料金819円00銭が、新料金819円00銭(旧料金から変更ありません) 40Aの場合、旧料金1,092円00銭が、新料金1,092円00銭(旧料金から変更ありません) 50Aの場合、旧料金1,365円00銭が、新料金1,365円00銭(旧料金から変更ありません) 60Aの場合、旧料金1,638円00銭が、新料金1,638円00銭(旧料金から変更ありません)。

電力量料金は次の通りです。

最初の120kWhまでに適用される第1段階料金は1kWhにつき、旧料金18円42銭が、新料金18円89銭、121kWh以上300kWhまでに適用される第2段階料金は1kWhにつき、旧料金23円41銭が、新料金25円19銭、301kWh以上に適用される第3段階料金は1kWhにつき、旧料金24円68銭が、新料金29円10銭。

従量電灯C

基本料金は次の通りです。

契約容量1kVAにつき、旧料金273円00銭が、新料金273円00銭(旧料金から変更ありません)。

電力量料金は次の通りです。

最初の120kWhまでに適用される第1段階料金は1kWhにつき、旧料金18円42銭が、新料金18円89銭、121kWh以上300kWhまでに適用される第2段階料金は1kWhにつき、旧料金23円41銭が、新料金25円19銭、301kWh以上に適用される第3段階料金は1kWhにつき、旧料金24円68銭が、新料金29円10銭。

・低圧電力

基本料金は次の通りです。

契約電力 1kW につき、旧料金 1,071 円 00 銭が、新料金 1,071 円 00 銭（旧料金から変更ありません）。

電力量料金は次の通りです。

夏季は 1kWh につき、旧料金 13 円 75 銭が、新料金 16 円 50 銭、その他季は 1kWh につき、旧料金 12 円 71 銭が、新料金 14 円 99 銭。

（注）「夏季」とは、毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。「その他季」とは、毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

（ 2 ） 選択約款

料金には、消費税等相当額が含まれています。また、旧料金には、平成 24 年 1～3 月の貿易統計実績に基づく燃料費調整分が含まれています。

・おトクなナイト 8（時間帯別電灯 [夜間 8 時間型]）

基本料金は次の通りです。

契約容量 6kVA 以下の場合、1 契約につき、旧料金 1,260 円 00 銭が、新料金 1,260 円 00 銭（旧料金から変更ありません）、6kVA をこえる場合、1 契約につき最初の 10kVA まで、旧料金 2,100 円 00 銭が、新料金 2,100 円 00 銭（旧料金から変更ありません）、10kVA をこえる 1kVA につき、旧料金 273 円 00 銭が、新料金 273 円 00 銭（旧料金から変更ありません）。

電力量料金は次の通りです。

昼間時間は、最初の 90kWh までに適用される第 1 段階料金は 1kWh につき、旧料金 22 円 42 銭が、新料金 23 円 15 銭、91kWh 以上 230kWh までに適用される第 2 段階料金は 1kWh につき、旧料金 28 円 62 銭が、新料金 30 円 87 銭、231kWh 以上に適用される第 3 段階料金は 1kWh につき、旧料金 30 円 19 銭が、新料金 35 円 66 銭。

夜間時間は 1kWh につき、旧料金 9 円 72 銭が、新料金 11 円 82 銭。

5 時間通電機器割引額は次の通りです。

総容量（入力）1kVA につき、旧料金 241 円 50 銭割引が、新料金 241 円 50 銭割引（旧料金から変更ありません）。

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は次の通りです。

総容量（入力）1kVA につき、旧料金 136 円 50 銭割引が、新料金 147 円 00 銭割引。

（注）「昼間時間」とは、毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。

「夜間時間」とは、「昼間時間」以外の時間をいいます。

5 時間通電機器割引については、平成 25 年 3 月 31 日をもって新規加入の停止を予定しております。

なお、既に参加済みのお客さまについては、経過措置として引き続きご利用いただけます。

・おトクなナイト 10 (時間帯別電灯 [夜間 10 時間型])

基本料金は次の通りです。

契約容量 6kVA 以下の場合、1 契約につき、旧料金 1,260 円 00 銭が、新料金 1,260 円 00 銭 (旧料金から変更ありません)、6kVA をこえる場合、1 契約につき最初の 10kVA まで、旧料金 2,100 円 00 銭が、新料金 2,100 円 00 銭 (旧料金から変更ありません)、10kVA をこえる 1kVA につき、旧料金 273 円 00 銭が、新料金 273 円 00 銭 (旧料金から変更ありません)。

電力量料金は次の通りです。

昼間時間は、最初の 80kWh までに適用される第 1 段階料金は 1kWh につき、旧料金 24 円 42 銭が、新料金 25 円 20 銭、81kWh 以上 200kWh までに適用される第 2 段階料金は 1kWh につき、旧料金 31 円 29 銭が、新料金 33 円 60 銭、201kWh 以上に適用される第 3 段階料金は旧料金 33 円 03 銭が、新料金 38 円 81 銭。

夜間時間は 1kWh につき、旧料金 10 円 03 銭が、新料金 12 円 06 銭。

8 時間通電機器割引額は次の通りです。

総容量 (入力) 1kVA につき、旧料金 42 円 00 銭割引が、新料金 42 円 00 銭割引 (旧料金から変更ありません)。

5 時間通電機器割引額は次の通りです。

総容量 (入力) 1kVA につき、旧料金 283 円 50 銭割引が、新料金 283 円 50 銭割引 (旧料金から変更ありません)。

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は次の通りです。

総容量 (入力) 1kVA につき、旧料金 178 円 50 銭割引が、新料金 189 円 00 銭割引。

(注)「昼間時間」とは、毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

「夜間時間」とは、「昼間時間」以外の時間をいいます。

5 時間通電機器割引については、平成 25 年 3 月 31 日をもって新規加入の停止を予定しております。

なお、既に参加済みのお客さまについては、経過措置として引き続きご利用いただけます。

・電化上手 (季節別時間帯別電灯)

基本料金は次の通りです。

契約容量 6kVA 以下の場合、1 契約につき、旧料金 1,260 円 00 銭が、新料金 1,260 円 00 銭 (旧料金から変更ありません)、6kVA をこえる場合、1 契約につき最初の 10kVA まで、旧料金 2,100 円 00 銭が、新料金 2,100 円 00 銭 (旧料金から変更ありません)、10kVA をこえる 1kVA につき、旧料金 273 円 00 銭が、新料金 273 円 00 銭 (旧料金から変更ありません)。

電力量料金は次の通りです。

昼間時間は夏季の 1kWh につき、旧料金 33 円 92 銭が、新料金 37 円 56 銭、その他季の 1kWh につき、旧料金 28 円 83 銭が、新料金 30 円 77 銭。

朝晩時間は 1kWh につき、旧料金 23 円 68 銭が、新料金 25 円 20 銭。

夜間時間は1kWhにつき、旧料金9円72銭が、新料金11円82銭。

5時間通電機器割引額は次の通りです。

総容量（入力）1kVAにつき、旧料金241円50銭割引が、新料金241円50銭割引（旧料金から変更ありません）。

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は次の通りです。

総容量（入力）1kVAにつき、旧料金136円50銭割引が、新料金147円00銭割引

全電化住宅割引額は次の通りです。

旧料金「電化上手」の電力量料金（夏季昼間時間を除く）を5%割引が、新料金「電化上手」の電力量料金（夏季昼間時間を除く）を5%割引（旧料金から割引率は変更ありません）。

（注）「昼間時間」とは、毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。

「朝晩時間」とは、毎日午前7時から午前10時までと午後5時から午後11時までの時間をいいます。

「夜間時間」とは、毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間をいいます。

5時間通電機器割引については、平成25年3月31日をもって新規加入の停止を予定しております。

なお、既に参加済みのお客さまについては、経過措置として引き続きご利用いただけます。

・ピークシフトプラン（ピーク抑制型季節別時間帯別電灯）

基本料金は次の通りです。

契約容量6kVA以下の場合、1契約につき、旧料金1,260円00銭が、新料金1,260円00銭（旧料金から変更ありません）。6kVAをこえる場合、1契約につき最初の10kVAまで、旧料金2,100円00銭が、新料金2,100円00銭（旧料金から変更ありません）。10kVAをこえる1kVAにつき、旧料金273円00銭が、新料金273円00銭（旧料金から変更ありません）。

電力量料金は次の通りです。

ピーク時間は1kWhにつき、旧料金45円15銭が、新料金53円16銭。

昼間時間は1kWhにつき、旧料金27円08銭が、新料金28円18銭。

夜間時間は1kWhにつき、旧料金9円72銭が、新料金11円82銭。

（注）「ピーク時間」とは、夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。

「昼間時間」とは、ピーク時間を除く毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

「夜間時間」とは、毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間をいいます。

・スマイル・クッキング割引（電化厨房住宅契約）

電化厨房住宅割引額は次の通りです。

旧料金従量電灯B、従量電灯C、「おトクなナイト8」または「おトクなナイト10」のその他季の電力量料金を3%割引が、新料金従量電灯B、従量電灯C、「おトクなナイト8」または「おトクなナイト10」のその他季の電力量料金を3%割引（旧料金から割引率は

変更ありません)。

電化厨房住宅契約については、平成 25 年 3 月 31 日をもって新規加入の停止を予定しております。

なお、既に参加済みのお客さまについては、経過措置として引き続きご利用いただけます。

・おまとめプラン（低圧高負荷契約）

基本料金は次の通りです。

契約電力 1kW につき、旧料金 1,260 円 00 銭が、新料金 1,260 円 00 銭（旧料金から変更ありません）

電力量料金は次の通りです。

夏季は 1kWh につき、旧料金 15 円 60 銭が、新料金 17 円 90 銭。

その他季は 1kWh につき、旧料金 14 円 39 銭が、新料金 16 円 28 銭。

（注）「夏季」とは、毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

「その他季」とは、毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

・深夜電力

深夜電力 A

料金は次の通りです。

1 契約につき、旧料金 1,182 円 39 銭が、新料金 1,406 円 07 銭。

深夜電力 B

基本料金は次の通りです。

契約電力 1kW につき、旧料金 315 円 00 銭が、新料金 315 円 00 銭（旧料金から変更ありません）

電力量料金は次の通りです。

1kWh につき、旧料金 9 円 72 銭が、新料金 11 円 82 銭。

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の割引率は次の通りです。

旧料金 15%割引が、新料金 13%割引。

第 2 深夜電力

基本料金は次の通りです。

契約電力 1kW につき、旧料金 210 円 00 銭が、新料金 210 円 00 銭（旧料金から変更ありません）

電力量料金は次の通りです。

1kWh につき、旧料金 8 円 77 銭が、新料金 10 円 88 銭。

第 2 深夜電力については、平成 25 年 3 月 31 日をもって新規加入の停止を予定しております。

なお、既に参加済みのお客さまについては、経過措置として引き続きご利用いただけます。

(3) 電気需給約款

料金には、消費税等相当額が含まれています。また、旧料金には、平成24年1~3月の貿易統計実績に基づく燃料費調整分が含まれています。

・特別高圧(60,000V)で電気の供給を受ける場合

特別高圧季節別時間帯別電力A

基本料金は次の通りです。

契約電力1kWにつき、旧料金1,533円00銭が、新料金1,533円00銭(旧料金から変更ありません)。

電力量料金は次の通りです。

ピーク時間は1kWhにつき、旧料金16円86銭が、新料金16円61銭。

昼間時間は夏季の1kWhにつき、旧料金16円28銭が、新料金16円03銭、その他季の1kWhにつき、旧料金15円18銭が、新料金14円93銭。

夜間時間は1kWhにつき、旧料金11円92銭が、新料金11円67銭。

特別高圧季節別時間帯別電力B

基本料金は次の通りです。

契約電力1kWにつき、旧料金1,533円00銭が、新料金1,533円00銭(旧料金から変更ありません)。

電力量料金は次の通りです。

ピーク時間は1kWhにつき、旧料金16円86銭が、新料金16円61銭。

昼間時間は夏季の1kWhにつき、旧料金16円28銭が、新料金16円03銭、その他季の1kWhにつき、旧料金15円18銭が、新料金14円93銭。

夜間時間は1kWhにつき、旧料金11円92銭が、新料金11円67銭。

特別高圧電力A

基本料金は次の通りです。

契約電力1kWにつき、旧料金1,533円00銭が、新料金1,533円00銭(旧料金から変更ありません)。

電力量料金は次の通りです。

夏季は1kWhにつき、旧料金15円11銭が、新料金14円86銭。

その他季は1kWhにつき、旧料金14円18銭が、新料金13円93銭。

特別高圧電力B

基本料金は次の通りです。

契約電力1kWにつき、旧料金1,533円00銭が、新料金1,533円00銭(旧料金から変更ありません)。

電力量料金は次の通りです。

夏季は1kWhにつき、旧料金 14 円 58 銭が、新料金 14 円 33 銭。

その他季は1kWhにつき、旧料金 13 円 70 銭が、新料金 13 円 45 銭。

(注)「夏季」とは、毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

「その他季」とは、毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

「ピーク時間」とは、夏季の平日(土曜日を含みます)の午後1時から午後4時までの時間をいいます。

「昼間時間」とは、平日(土曜日を含みます)の午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間に該当する時間を除きます。

「夜間時間」とは、ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。ただし、日曜・祝日および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜間時間」とします。

・高圧(6,000V)で電気の供給を受ける場合

業務用季節別時間帯別電力

基本料金は次の通りです。

契約電力1kWにつき、旧料金 1,638 円 00 銭が、新料金 1,638 円 00 銭(旧料金から変更ありません)。

電力量料金は次の通りです。

ピーク時間は1kWhにつき、旧料金 19 円 75 銭が、新料金 19 円 50 銭。

昼間時間は夏季の1kWhにつき、旧料金 19 円 07 銭が、新料金 18 円 82 銭、その他季の1kWhにつき、旧料金 17 円 71 銭が、新料金 17 円 46 銭。

夜間時間は1kWhにつき、旧料金 12 円 35 銭が、新料金 12 円 10 銭。

高圧季節別時間帯別電力

基本料金は次の通りです。

契約電力1kWにつき、旧料金 1,732 円 50 銭が、新料金 1,732 円 50 銭(旧料金から変更ありません)。

電力量料金は次の通りです。

ピーク時間は1kWhにつき、旧料金 18 円 49 銭が、新料金 18 円 24 銭。

昼間時間は夏季の1kWhにつき、旧料金 17 円 86 銭が、新料金 17 円 61 銭、その他季の1kWhにつき、旧料金 16 円 45 銭が、新料金 16 円 20 銭。

夜間時間は1kWhにつき、旧料金 12 円 35 銭が、新料金 12 円 10 銭。

業務用電力

基本料金は次の通りです。

契約電力1kWにつき、旧料金 1,638 円 00 銭が、新料金 1,638 円 00 銭(旧料金から変更

ありません)。

電力量料金は次の通りです。

夏季は1kWhにつき、旧料金16円90銭が、新料金16円65銭。

その他季は1kWhにつき、旧料金15円80銭が、新料金15円55銭。

高圧電力

基本料金は次の通りです。

契約電力1kWにつき、旧料金1,732円50銭が、新料金1,732円50銭(旧料金から変更ありません)。

電力量料金は次の通りです。

夏季は1kWhにつき、旧料金15円59銭が、新料金15円34銭。

その他季は1kWhにつき、旧料金14円62銭が、新料金14円37銭。

(注)「夏季」とは、毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

「その他季」とは、毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

「ピーク時間」とは、夏季の平日(土曜日を含みます)の午後1時から午後4時までの時間をいいます。

「昼間時間」とは、平日(土曜日を含みます)の午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間に該当する時間を除きます。

「夜間時間」とは、ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。ただし、日曜・祝日および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜間時間」とします。

(4) 託送供給約款

料金には、消費税等相当額が含まれています。また、負荷変動対応電力の旧料金には、平成24年1～3月の貿易統計実績に基づく燃料費調整分が含まれています。

接続送電サービス

特別高圧

標準接続送電サービス料金

基本料金は次の通りです。

契約電力1kWにつき、旧料金393円75銭が、新料金351円75銭。

電力量料金は次の通りです。

1kWhにつき、旧料金1円33銭が、新料金1円22銭。

時間帯別接続送電サービス料金

基本料金は次の通りです。

契約電力1kWにつき、旧料金393円75銭が、新料金351円75銭。

電力量料金は次の通りです。

昼間時間は1kWhにつき、旧料金1円45銭が、新料金1円31銭。

夜間時間は1kWhにつき、旧料金1円19銭が、新料金1円09銭。

ピークシフト割引額

1kWにつき、旧料金334円95銭が、新料金299円25銭。

予備送電サービス料金

予備送電サービスAは次の通りです。

1kWにつき、旧料金63円00銭が、新料金63円00銭（旧料金から変更ありません）。

予備送電サービスBは次の通りです。

1kWにつき、旧料金84円00銭が、新料金73円50銭。

高圧

標準接続送電サービス料金

基本料金は次の通りです。

契約電力1kWにつき、旧料金577円50銭が、新料金535円50銭。

電力量料金は次の通りです。

1kWhにつき、旧料金2円45銭が、新料金2円26銭。

時間帯別接続送電サービス料金

基本料金は次の通りです。

契約電力 1kW につき、旧料金 577 円 50 銭が、新料金 535 円 50 銭。
電力量料金は次の通りです。

昼間時間は 1kWh につき、旧料金 2 円 71 銭が、新料金 2 円 49 銭。

夜間時間は 1kWh につき、旧料金 2 円 11 銭が、新料金 1 円 96 銭。

ピークシフト割引額

1kW につき、旧料金 491 円 40 銭が、新料金 455 円 70 銭。

予備送電サービス料金

予備送電サービス A は次の通りです。

1kW につき、旧料金 73 円 50 銭が、新料金 73 円 50 銭（旧料金から変更ありません）。

予備送電サービス B は次の通りです。

1kW につき、旧料金 94 円 50 銭が、新料金 89 円 25 銭。

近接性評価割引額

1kW につき、旧料金 0 円 30 銭が、新料金 0 円 34 銭。

（注）「昼間時間」とは毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

「夜間時間」とは「昼間時間」以外の時間をいいます。ただし、日曜、祝日、1 月 2 日・3 日、4 月 30 日、5 月 1 日・2 日、12 月 30 日・31 日は、全日「夜間時間」扱いとします。

ピークシフト割引とは、昼間時間から夜間時間への負荷移行により、1 年を通じての最大需要電力が夜間時間に発生する場合に、昼間時間から夜間時間に移行された増分電力につき行う割引をいいます。

近接性評価割引とは、需要地に近接する地域（近接性評価地域 [埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以东）]）に立地した発電所からの受電電力量につき行う割引をいいます。

負荷変動対応電力

変動範囲内電力料金は次の通りです。

1kWh につき、旧料金 12 円 17 銭が、新料金 15 円 02 銭。

変動範囲超過電力料金は、次の通りです。

昼間時間は夏季の 1kWh につき、旧料金 41 円 20 銭が、新料金 51 円 73 銭、その他季の 1kWh につき、旧料金 36 円 01 銭が、新料金 45 円 73 銭。

夜間時間は 1kWh につき、旧料金 22 円 13 銭が、新料金 28 円 04 銭。

（注）「夏季」とは、毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

「その他季」とは、毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

「昼間時間」とは、毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

「夜間時間」とは「昼間時間」以外の時間をいいます。ただし、日曜、祝日、1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜間時間」扱いとします。